

1 施術所の広告可能な事項、広告への該当性

施術所に関する広告は、あはき師法第7条第1項、柔整法第24条第1項で以下の項目だけを広告し、それ以外の事項は広告してはいけないと規定されています。広告可能な事項については、文字だけではなく、暗示的又は間接的な表現により、写真、イラスト、映像、音声等による表現も可能です。

具体的な内容については、次頁の「広告可能な事項の具体的な内容」で補足説明させていただきます。

貴施術所で広告されている場合、広告事項が以下の項目だけになっているか自主確認をお願いいたします。

あはきに関して広告可能な事項

- ◇施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所 ◇第1条に規定する業務の種類
- ◇施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 ◇施術日又は施術時間
- ◇その他厚生労働大臣が指定する事項
 - ①もみりようじ ②やいと、えつ ③小児鍼（はり）
 - ④法律第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨
 - ⑤医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については、医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）
 - ⑥予約に基づく施術の実施
 - ⑦休日又は夜間における施術の実施
 - ⑧出張による施術の実施
 - ⑨駐車設備に関する事項

柔整に関して広告可能な事項

- ◇柔道整復師である旨並びに施術者の氏名及び住所
- ◇施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 ◇施術日又は施術時間
- ◇その他厚生労働大臣が指定する事項
 - ①ほねつぎ（又は接骨） ②法律第19条第1項前段の規定による届出をした旨
 - ③医療保険療養費支給申請でできる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については、医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）
 - ④予約に基づく施術の実施
 - ⑤休日又は夜間における施術の実施
 - ⑥出張による施術の実施
 - ⑦駐車設備に関する事項

広告に該当するかどうかの判断

自主確認していただく際に、広告に該当するかどうかの判断が必要となります。判断基準として、①利用者を施術所等に誘引する意図がある誘引性 ②施術者の氏名又は施術所等の名称が特定可能である特定性 ③一般人が認知できる状態にある認知性があり、これら3つの要件を満たすと広告に該当すると判断します。

インターネット上のウェブサイト等は、情報を得ようとする者が自ら URL を入力したり、検索サイトで検索して閲覧するため、認知性を満たさないものとして、広告には該当しません。バナー広告等や SNS での書き込みについては、上記の①から③まですべての要件を満たす場合には、広告となります。

2 広告可能な事項の具体的な内容

① 施術者である旨、施術者の氏名・住所、あはき師の業務の種類

広告可能な事項の例	広告不可な事項の例
あん摩マッサージ指圧師、はり師（鍼師）、きゅう師（灸師）	左記以外は告不可であるが、特に留意すべき表現 ●東洋医学療法、伝統鍼灸、漢方、整体、カイロ等といった「あはき・柔整」以外の業務の種類やこれらの民間資格を保有している旨 ●外国におけるあはき師、柔整師といった類似資格を保有又は経歴を有している旨
柔道整復師	
上記と併せて「国家資格保有」の表記 ●あん摩マッサージ指圧師（国家資格保有） ●はり師（国家資格保有） ●きゅう師（国家資格保有） ●柔道整復師（国家資格保有）	

② 施術者の電話番号及び所在の場所を表示する事項

施術所等の電話番号及び所在の場所の表示については、利用者の便宜を図るためのものについては、広告可能です。

広告可能な事項の例	広告不可な事項の例
●電話番号、FAX 番号 ●フリーダイヤルである旨 ●電話の受付時間等 ●所在の場所には、郵便番号、最寄駅等からの道順、所要時間、案内図、地図等が含まれます。 ●情報伝達事項に関する事項（電子メールアドレス、ウェブサイトの URL、QR コード等）	左記以外は広告不可であるが、特に留意すべき表現 ●施術者の技能等の広告可能でない事項を暗示する電話のルビ 例「1 3 7 4（痛みなし）」・「3 7 7 6（みな治る）」

③ 施術日又は施術時間

利用者に対し提供すべき情報になりますので、可能な限り、あはき・柔整に関する広告において記載することが望ましいものです。ただし、医療と紛らわしく、診療を必要とする状態の者の適切な診療を受ける機会や施術所等の利用を希望する者の適切な施術を受ける機会を阻害するおそれがある表記は認められません。

広告可能な事項の例	広告不可な事項の例
●時間による施術内容の別 例えば、「午前施術・午後出張施術」等 ●受付時間、施術曜日、休日（休養日） ●施術のほか初検、再検、往療、施療と表記する 例えば、往療日、療養日、施療時間等	左記以外は広告不可であるが、特に留意すべき表現 ●診療（診療日、診療時間、診療中等）と表記する ●診察（診察日、診察時間、診察中等）と表記する ●診（休診日、初診、再診、往診等）と表記する

④ あはき師法第9条の2第1項の規定に基づく届出をした旨並びに柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨

広告可能な事項の例	広告不可な事項の例
●台東保健所に施術所開設に係る届出をした施術所である旨 (例) ○月○日 開設届出済	左記以外は広告不可であるが、特に留意すべき表現 ●厚生労働省認定・認可・指定 ●台東区認定・認可・指定

⑤ 医療保険療養費支給申請ができる旨

医療保険療養費支給申請ができる旨の表示は、以下の要件を満たす場合に限ります。

広告可能な事項の例	広告不可な事項の例
●あはきの施術所等については、医師の同意が必要な旨を明言する場合に限ります。 ●柔整の施術所等については、脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請について、医師の同意が必要な旨を明言する場合に限ります。	左記以外は広告不可であるが、特に留意すべき表現 ●「各種保険取扱い」、「労災保険取扱い」、「自賠責保険取扱い」、「交通事故取扱い」等

⑥ 予約に基づく施術の実施及び休日又は夜間における施術の実施

施術を提供する日時等については、利用者に対し提供すべき情報になりますので、可能な限り、あはき・柔整に関する広告においても記載してください。

広告可能な事項の例
予約優先である旨 FAX、電子メール等で予約を受け付けている場合はその旨

⑦ 出張による施術の実施

出張による施術の実施については、日時等についても利用者に対し提供すべき情報になりますので、可能な限り、あはき・柔整に関する広告において記載することが望ましいものです。ただし、医療と紛らわしく、診療を必要とする状態の者の適切な診療を受ける機会や施術所等の利用を希望する者の適切な施術を受ける機会を阻害するおそれがある表記は認められません。

広告可能な事項の例	広告不可な事項の例
●出張可能な範囲・地域 ●出張に応じる施術者名 ●出張に対応する時間等（午前・午後の別を含む） ●往療と表記すること ●「訪問施術の実施」の表現	左記以外の広告不可であるが、特に留意すべき表現 ●訪問診療 ●往診等 ●「診」と表記すること

⑧ 駐車設備に関する事項

駐車設備の有無、駐車設備の位置、収容可能台数及び利用に当たって、料金を徴収している場合には当該駐車料金について広告可能です。

広告可能な事項の例
駐車場の有無、場所、写真、料金、収容可能台数等

⑨ あはき、柔整に関する内容に該当しない事項

あはき・柔整に関する広告については、あはき師法及びあはき広告告示又は柔整師法及び柔整広告告示により広告が可能とされた事項以外の広告が禁止されています。ただし、以下の広告可能な事項の例で示すものについては、通常、あはき、柔整に関する内容ではないので、特段制限されるものではありません。また、風景写真であっても、他の施術所や医療機関の建物である場合やそのような誤認を与える場合、あるいは、芸能人が当該施術所等を推奨することや芸能人が受療している旨を表示（音声によるものや暗示を含む）することはあはき、柔整に関する広告の規制対象になり広告できませんので、注意してください。

広告可能な事項の例	広告不可な事項の例
●背景等となる風景写真やイラスト（町や海の写真、山や森のイラスト）等 ●レイアウトに使用する幾何学模様等 ●BGMとして放送される音楽、効果音等 ●広告制作者の名称、作成日、写真の撮影日等 ●芸能人や著名人の映像、声、サインや写真等	左記以外は広告不可であるが、特に留意すべき表現 ●芸能人が利用者である旨

3 禁止される広告等について

(1) 施術者の技能、施術方法、経歴

あはき師法第7条第2項、柔道整復師法第24条第2項で、広告する場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならないと規定されています。

このため、以下のような施術者の技能、施術方法、経歴に関する広告は一切認められませんので、注意してください。

広告不可能な事項の例

●施術者の技能、施術方法

具体例：胸部疾患の灸、慢性病の根本治療、難病治療の専門、慢性疼痛治療、高い技術、唯一の技術 等
〇〇流指圧、痛くない鍼、気持ちの良いお灸、〇〇流接骨術 等

●施術者の経歴

具体例：〇〇養成校卒業後 中国〇〇大学にて学位取得
〇〇療法の第一人者である〇〇先生に師事 米国公認〇〇資格 〇〇年取得
〇〇会員、〇〇研修終了、〇〇学会会員、〇〇代表（役員）
〇〇（有名人）のトレーナー等

広告関連法令

(2) 医療法で禁止される広告

病院・診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称を付けてはならないと医療法第3条第1項で禁止されています。

(3) 薬機法で禁止される広告

医薬品・医療機器等の名称や、効能・効果、性能等に関して、虚偽・誇大広告は薬機法第66条の第1項で禁止されています。

また、承認前の医薬品・医療機器・再生医療等製品について、その名称や効能・効果、性能等についての広告が同法第68条で禁止されています。

(4) 健康増進法で禁止される広告

何人も、食品として販売に供する物に関して、健康の保持増進の効果等について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をすることが、健康増進法第65条第1項で禁止されています。

(5) 景品表示法で禁止される広告

商品又は役務の品質その他内容について、一般消費者に対し、実際のもの若しくは事実と相違して、競争事業者のものより著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものより著しく優良であると一般消費者に示す表示であって、不

当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示が禁止されています。

また、商品又は役務の品質その他取引条件について、一般消費者に対し、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示が禁止されています。

(6) 不正競争防止法

不正の目的をもって役務の広告等にその役務の質、内容、用途又は数量について誤認させるような表示をする行為等は不正競争防止法第21条3項で禁止されているほか、虚偽の表示をする行為が禁止されています。

広告関連法令

(7) 虚偽広告

虚偽にわたる広告とは、施術時間、休日、駐車可能台数、提供する施術業態（あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復）等について、事実と相違する広告を意味するものをいいます。

その内容が、虚偽な広告については、当然、広告するべきではなく、また広告関連法令等上記（2）～（6）により罰則の適用対象と成り得ますので、注意してください。

広告不可な虚偽広告の具体例

- 実際には、土日祝日は施術していないにも拘わらず、「休日も朝から晩まで対応します！」や「年中無休」と表示するもの
- 実際には、深夜時間帯は施術の受付をしていないにもかかわらず、「24時間施術」と表示するもの
- 「台東区の許可取得済み」「厚生労働省認可施術所」と表示するもの
※施術所はあくまで届出を要するものであり、台東区の許可や厚生労働省の認可があるとの表示は広告可能な事項でないことに加え、事実と相違する広告である。
- 台東区内に他の施術所が存在するのに「台東区内で唯一の保険適用施術所」と表示するもの
- 実際には、東京都内でしか出張による施術をしていないにも拘わらず、「関東地方へ出張施術対応中」と表示するもの
- 実際には、新人の施術者が施術をするにも拘わらず、「出張施術はすべて〇〇〇〇（院長）が施術します」と表示するもの
- 実際には、駐車料金が発生するにも拘わらず、「無料駐車場あり」と表示するもの

(8) 誇大広告

誇大広告とは、必ずしも虚偽ではないが、施術時間、休日、駐車可能台数、提供する施術業態（あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復）等について、事実を不当に誇張して表現していたり、人を誤認させる広告を意味するものです。「人を誤認させる」とは、常識的に一般人が広告内容から認識する「印象」や「期待感」と実際の内容に相違があると判断されることを意味し、誤認することを証明したり、実際に誤認したという結果までは必要としません。

その内容が、誇大な広告については、当然、広告するべきではなく、また広告関連法令等（上記（2）～（6））により罰則の適用対象と成り得ます。

広告不可な誇大広告の具体例

- どんなお客様も医療保険療養費支給申請ができます。
※筋肉痛、肩こり等には保険適用されないため、どんな場合も保険が適用されるとの表現は誇大広告になります。
- 台東区へ届出済みの優良施術所です。
台東区へ施術所の開設届をすることは、法における義務であり当然のことです。届出したことをことさらに強調して広告し、あたかも特別な施術所であるかのような誤認を与える場合には、誇大広告です。

(9) 比較優良、公序良俗に反する広告

仮に、広告可能な事項に関する広告であったとしても、比較優良広告、公序良俗に反する内容の広告は、あはき・柔整に関する広告として適切ではなく、広告すべきではありません。

比較優良広告は、客観的な事実であったとしても、優秀性については広告可能な事項ではない上に、誤認を与えるおそれがあり、広告関連法令等（上記（２）～（６））の規制対象にもなり得ます。

また、利用者に対して、施術者又は施術所等が、他の施術者又は施術所等より優れているとの誤認を与えるおそれがある表現は、不当に誘引するおそれがあることから、比較優良広告になります。

あはき・柔整に関する広告は、利用者が広告内容を適切に理解し、施術等の選択に質するよう、客観的で正確な情報の伝達に努めなければならないものであることから、公序良俗に反する内容や、施術所等や施術の内容について品位を損ねる、あるいはそのおそれがある内容を広告することは許されません。

広告不可な比較優良広告の具体例

- 台東区内で唯一、〇〇に対応しています！ 〇〇出張施術はここだけ

広告不可な公序良俗に反する広告の具体例

公序良俗に反する内容

- わいせつ若しくは残虐な図画や映像又は差別を助長する表現等

品位を損ねる内容の広告

- 保険適用でとってもお得に施術が受けられます
- 交通事故無料
- 来院はムダ！いつでも出張施術します
- 今だけ駐車料金２時間無料キャンペーン

4 施術所の名称について

利用者が施術所等を選択する上で、その名称は重要な情報であり、国家資格保有者によるあはき・柔整の業態であることや法令に基づき台東区に届けられ適法であること、医療機関と紛らわしい名称を用いていないことについて、利用者が認知できる名称である必要があります。

広告可能な名称の例

- 提供する施術業態を特定せずに「施術所（院）」と表記すること
○○施術所（院）等
- 提供する施術業態（マッサージ、はり、きゅう等）に「施術院（所）」「療院（所）」を付けること
○○鍼灸治療院、○○鍼灸療院、○○鍼灸治療所等
- マッサージ、はり等の業務の種類のみを表記すること
○○マッサージ、はり・きゅう○○ 等
- 施術所が併設されている場合等に併記すること
○○接骨院・鍼灸院、○○接骨院・○○鍼灸院 等

上記以外は、**広告不可能**ですが、特に留意すべき表現を下記に示します。

なお、これらの広告不可な表現については、例えば、英語にしたり、一般的に同じ意味と認識される別の用語・呼称を用いる等表現方法を変えても表示は不可能です。また、看板、掲示物及び装飾等を含め施術所外への表示も**不可**であることに留意してください。

広告不可な名称の例

- 病院又診療所等と誤解するおそれがあるものを含んでいる名称
○○診療所、○○治療所、○○治療室、○○療院、○はり科療院、○○（施術業態を含まない）治療院、メディカル、クリニック、リハビリ、ドック等
※診療科名や診療行為等と紛らわしい表現を含む名称も不可
- あはき、柔整以外の業態と紛らわしい表現を含む名称も不可
カイロプラクティック、整体、リラクゼーション、リフレクソロジー、アスレチック、コンディショニング、リラックス、サポート等
- 提供する施術業態が混ざっている名称
○○鍼灸接骨院、○○マッサージ接骨院 等
- 対象者を限定するもの
○○女性専門療院、○○レディース、子ども、スポーツ、アスリート、美容、交通事故専門、むちうち専門等
- 施術内容・技能・方法を含んでいる名称
東洋医学、温鍼、中国鍼灸、美容鍼灸、不妊鍼灸、更年期障害、背骨専門、漢方、気功、無痛治療、電気療法等
- 効能を含んでいる名称、優良な施術所と思わせる名称
姿勢改善、小顔矯正、骨盤矯正、（施術が優良であることを示す意味で）巧み 等
- 広告不可とされている名称と広告可能とされている名称を併記している名称
メディカル○○鍼灸院 、サロン○○接骨院 等
- その他施術所と分かりにくい名称
○○堂、○○館、○○道場、○○センター、○○ステーション、サロン、ほぐし処、研究所 等